

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構における
男女別の育児休業の取得率の公表について

令和8年6月

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条の4に基づき、労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績として、本機構における令和7年度の男女別の育児休業の取得率を以下のとおり公表します。

本公表は、育児介護休業法第22条の2及び同法施行規則第71条の5及び6に基づく、本機構における令和7年度の男性の育児休業等の取得率の公表を兼ねるものとします。

1. 令和7年度における男性の育児休業取得率	85.7%
2. 令和7年度における女性の育児休業取得率	100.0%

参考：令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）取得率

1. 令和6年度における男性の育児休業取得率	57.1%
2. 令和6年度における女性の育児休業取得率	100.0%

■算出方法

算出式 $【A】 \div 【B】 \times 100$ ※小数点1位以下切捨て

・【A】について

1. 令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に育児休業等を取得開始した男性職員の数を計上。
2. 令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に育児休業等を取得開始した女性職員の数を計上。

・【B】について

1. 令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に配偶者が出産した男性職員の数を計上。
2. 令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に出産した女性職員の数を計上。

■その他

- ・「育児休業等」には、育児を目的とした休暇は含まない。